公　示　日　：2022 年 3 月 9 日
調達管理番号：21a01194
国　　名　　：スリランカ
担 当 部 署 ：ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室
調 達 件 名：スリランカ国地上デジタル放送推進プロジェクト詳細計画策定調査（地上デジタル導入支援）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：地上デジタル導入支援
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 4 月下旬から 2022 年 7 月中旬
（２）　業務 M/M：現地　0.50M/M、国内　0.50M/M、合計　1.0 M/M
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	15 日	5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：3 月 30 日（水）（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
　　➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知　：2022 年 4 月 12 日（火）までに個別通知
　　➢　提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	地上デジタル放送に係る各種調査・指導
対象国／類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

スリランカ国では、国営及び民間放送局 16 社により 23 番組の TV 放送が行われており、受像機保有世帯数は約 4 百万世帯、世帯普及率約 8 割（2010 年）と市民の情報源として TV 放送が広く普及している。TV 番組数およびラジオ番組数の増加、携帯電話等の通信機器の急速な普及などを背景として、共通の資源である周波数資源の有効利用が課題となっている。また、同国ではシンハラ・タミル両言語が公用語となっており、TV 放送事業における字幕放送・多言語放送に対する潜在的ニーズは高い。更に、2009 年、2011 年、及び 2014 年末の洪水被害のように近年自然災害が頻発しており、迅速かつ簡易な方法での防災情報提供が求められている。かかる状況下において、番組多重化により使用周波数帯の大幅な削減が可能であり、字幕放送・多言語放送、気象・防災情報を含むデータ放送、ワンセグ通信など、従来のアナログ放送と比較して多様な情報提供を可能とする地上デジタル放送の導入が同セクターにおける重要な課題となっている。

スリランカ政府は 2014 年 4 月、地上デジタル放送に関し ISDB-T（日本方式）の採用を正式決定した。スリランカ政府の円滑な地上デジタル放送への移行を支援するため、わが国は「地上テレビ放送デジタル化事業」（円借款、2014 年 9 月 L/A 締結）

により、地上デジタル放送のプラットフォーム整備（アンテナ、送信機、鉄塔等）、国営放送局向け地上デジタル放送対応スタジオ整備及び地上デジタル放送移行に必要な技術支援等を実施することになっていた。しかしその後、スリランカの政権交代等があり円借款事業の実施が停滞していたが、2019 年 11 月の大統領選挙における再度の政権交代の結果、新大統領は本案件の進捗再開に前向きな姿勢を示し、2021 年 4 月、スリランカ政府の閣議において地上デジタル案件の再開について大筋で合意された。

わが国のデジタル放送移行は、官民一体の推進体制の下、アナログ放送終了期限の設定から実際に終了するまで 12 年を要した一大事業であるが、スリランカはこのような大規模なシステム移行の経験・ノウハウに乏しい。

かかる状況の下、スリランカ政府はわが国に対して、地上デジタル放送移行に係る広報活動、受信機器普及、視聴者支援に関する支援を要請した。本要請案件は、上記円借款事業を補完し、放送関係者や視聴者に対する地上テレビ放送のデジタル化に関する広報活動の実施、視聴者支援体制の構築及び受像機普及計画の策定を通じて、マスメディア省のデジタル放送推進体制を強化し、もってデジタル放送への円滑な移行に寄与するものである。

本詳細計画策定調査では、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議するとともに、地上デジタル放送への移行を踏まえ、必要となる視聴者支援、デジタル放送技術の導入に関する、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

（１） 国内準備期間（2022 年 4 月下旬～5 月中旬）

① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、カウンターパート機関等に対する質問票（案）（英文）を作成する。

② 円借款事業コンサルタント等にヒアリングを行い、スリランカにおける地上デジタル放送の導入にかかる準備状況と基礎的な情報の収集を行う

③ 詳細計画策定調査報告書（案）の目次を担当分野の観点から検討する。

④ 他の団員と協力し、必要な訪問先を取り纏める。
⑤ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO(Plan of Operations)案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の担当分野に関する部分を作成する。
⑥ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務期間（2022 年 5 月中旬～下旬）
① JICA スリランカ事務所と打合せを行う。
② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
③ 要請書や･関連報告書等の内容を踏まえた上で、以下を確認、検討する。
(ア)スリランカ側関係機関のニーズ（上位計画や国全体の開発の文脈も含む）
(イ)スリランカ側の関係機関及び組織の役割（PMU(Project Management Unit)の組成状況、民間事業者との協力方針等）
(ウ)法制度面での支援の必要性（DBNO(デジタル放送ネットワーク運用事業者)の設置法等）
(エ)放送関係者において対応すべき準備事項
(オ)一般視聴者向けに必要な支援事項（コールセンターの立ち上げ方針、必要資機材の支援要否等）
(カ)受信機普及等に係る計画（セットトップボックス仕様、配布計画、テストセンター開設等）
(キ)その他、地上デジタル放送開始に向け必要な対応について
(ク)デジタル放送番組制作に関する必要な対応について

④ PDM 案、PO 案の作成に協力する。特に、地上デジタル放送の導入に際して、スリランカ側が整備すべき体制について、現地の状況を踏まえ現実的な活動となるように支援する。
⑤ スリランカ関係者との協議で合意された内容につき､R/D 案及び M/M 案のとりまとめに協力する。
⑥ 評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
⑦ 現地調査結果を JICA スリランカ事務所に報告する。

（３） 帰国後整理期間（2022 年 6 月上旬～下旬）
① 帰国報告会にて調査結果を報告する。

② 担当分野における詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。
③ 担当分野におけるインプットを行い、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2022 年 6 月 30 日までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データにて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2022 年 2 月 28 日時点で到着時の隔離はありません。現地業務期間は 2022 年 5 月 15 日～5 月 29 日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 地上デジタル導入支援（本コンサルタント）

エ） 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（スリランカ事務所による便宜供与）

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジしますが、事前に面談候補は指名いただくようにお願いします。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・スリランカ民主社会主義共和国 地上テレビ放送デジタル化実施支援調査ファイナル・レポート

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12319380.pdf

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021 年 4 月 1 日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021 年 3 月 31 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（２） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

ついては、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上